

就学支援金(国補助)、授業料助成金(都補助) の申請をお忘れなく!

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請される場合、学校が指定する期日までに、必ずご申請ください。
(昨年や、今年4月に申請した方も再度手続きが必要です。)

補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。
(申請せず後から対象と分かった場合でも、遡って申請することはできません。)

【所得基準と補助額】

年収の目安※1 (あくまで目安です)	令和5年度の「市町村民税の課税標準額× 6%－市町村民税の調整控除の額」※2 (こちらの基準で判定します)	就学支援金
		授業料補助 (年額・上限)
生活保護世帯	令和5年1月1日時点で 生活保護世帯	396,000円 (通信制:297,000円)
住民税非課税世帯	令和5年度の「県民税・市町村民税の 所得割額の合算額」が 0円	
270万～590万円未満	154,500円 未満	
590万～700万円未満	203,100円 未満	118,800円
700万～750万円未満	227,100円 未満	
多子世帯※3		
750万～800万円未満	251,100円 未満	
多子世帯※3		
800万～910万円未満	304,200円 未満	
多子世帯※3		

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯の場合の目安です。

※2 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。

※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

生徒が早生まれの場合

生徒の生年月日が以下の表に該当し、保護者等が当該生徒を自己の扶養親族としている場合は①のとおり計算します。それ以外の保護者等は②のとおり計算します。

計算方法

- ① (市町村民税の課税標準額－33万円) × 6%－市町村民税の調整控除の額
② (市町村民税の課税標準額) × 6%－市町村民税の調整控除の額

生徒の生年月日	①を使う期間
平成19年1月2日 ～4月1日	【就学支援金】 令和5年7月分～令和6年6月分

所得基準の確認方法

(ご自身であらかじめ所得基準をご確認されたい場合)

所得基準をご確認されなくても、申請していただくことができます。

補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。

(補助対象外となった場合、就学支援金は学校、授業料助成金は東京都私学財団を通してご連絡します。)

「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」は、次のいずれかで確認することができます。給与明細や源泉徴収票では確認することができません。

(マイナポータル)

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル <https://myna.go.jp/>

※「わたしの情報」ページでご確認いただくことができます。



【マイナンバーカードをお持ちでない方】

○ **令和5年度「(非)課税証明書」** : 市区町村の住民税の窓口で発行

※ 請求時に「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載して発行するよう必ず伝えてください。

○ **令和5年度「市町村民税・県民税 納税通知書」** : 自営業の場合、5,6月頃に市町村から配付

会社にお勤めの場合、以下の書類で「市町村民税の課税標準額」のみ確認することができます。

○ **令和5年度「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」** : 5,6月頃に勤務先から配付

就学支援金（国補助）

1 概要

年収約910万円未満の世帯に対して、授業料の負担を補助する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

※ ただし、高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者は対象外です。

2 申請方法

(1) 既に就学支援金を受給している場合

【全員必須】

○ 申請の意向確認

- ・ 学校が指定する方法（高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien）で申請の継続意向登録の上「収入状況届出」を行ってください。
- ・ 以前提出した申請内容に変更がある場合は、変更申請をしてください。

再婚、離婚、逝去等により保護者等に変更があった場合

住所変更（令和4年1月1日時点と令和5年1月1日時点の課税地が異なる場合）

単身赴任（単身赴任に伴い、住所登録を移し、令和4年1月1日時点と令和5年1月1日時点の課税地が異なる場合）

海外赴任（海外赴任に伴い、令和5年1月1日時点で日本に住所を有していない、または帰国により、日本に住所を有することとなった場合）

等

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

(e-Shien)



(2) 就学支援金を受給していない場合

- ・ e-Shienにて意向登録の上「受給資格認定申請」を行ってください。

授業料軽減助成金（都補助） ※ 生徒・保護者等ともに都内在住の方が対象

1 概要・申請方法

○ 申請期間

令和5年6月19日（月）～令和5年7月31日（月）

○ 申請方法

スマートフォンまたはパソコン端末から、「申請受付サイト」にログインをして申請手続きを行います。

※ 郵送による申請は原則終了します。学校を通さず直接東京都私学財団にお申し込みください。

○ 申請の詳細

「申請開始のご案内」（チラシ）・・・申請期間・申請受付サイトURL（在学を通じて6月中旬に配布予定）

「お知らせ」・・・申請に必要な書類等（東京都私学財団のHPで6月中旬に掲載）

「申請マニュアル」・・・スマートフォン・パソコン端末を使った申請操作ガイド（東京都私学財団のHPで6月中旬に掲載）

※ 「お知らせ」「申請マニュアル」は、紙での配布はありません。

(東京都私学財団)

東京都私学財団HP : https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html



神奈川県内の制度や所得基準の確認方法等については、「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレットにまとめておりますので、併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r5leaflet.pdf>

(リーフレット)

